

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

**INDEX**

「○」：募集している助成事業

(記事のタイトルをクリックすると該当ページにリンクしています)

**【1】新型コロナウイルス感染症関係**

- 家賃支援給付金の申請受付を開始しました【更新】 ……1 北海道経済産業局
- 持続化給付金の申請受付を開始しました ……2 北海道経済産業局
- 持続化給付金の申請サポート会場を開設します ……3 北海道経済産業局
- 新型コロナウイルス感染症の影響による被害について ガスの特例措置の認可を行いました ……4 北海道経済産業局
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置 ……5 北海道経済産業局
- 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度 ……6 北海道経済産業局
- 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設します ……7 北海道経済産業局
- 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました ……8 北海道経済産業局
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について ……9 北海道労働局
- 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について ……10 北海道
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内① ……11 北海道
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内② ……12 北海道
- 持続化給付金サポート窓口の設置について ……13 北海道
- 専門家派遣のご案内(新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業) ……14 北海道
- 国の小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援を拡充しました ……15 北海道
- 雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について ……16 北海道

**【2】販路拡大・海外展開**

- 令和元年度補正予算 共同・協業販路開拓支援補助金の第2回公募を開始しました ……17 北海道経済産業局
- 北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事(第1四半期分)の募集について【新規】 ……18 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 ……19 北海道

**【3】経営支援・ものづくり**

- Go To 商店街事業の募集開始及び説明会を開催します【更新】 ……20 北海道経済産業局
- サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金2020)の公募を開始しました【更新】 ……21 北海道経済産業局
- 令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の公募を開始します【更新】 ……22 北海道経済産業局
- 「小規模企業者等設備貸与事業」について ……23 中小企業総合支援センター
- 「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について ……24 中小企業総合支援センター
- 水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業について ……25 北海道

**【4】融資**

- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内①【1】に掲載 ……11 北海道
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内②【1】に掲載 ……12 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 ……26 北海道

## 【5】雇用の確保

○人材確保等支援助成金について	……27	北海道労働局
○キャリアアップ助成金について	……28	北海道労働局
○人材開発支援助成金について	……29	北海道労働局
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】	……30	北海道
●働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援について	……31	北海道
●労働相談窓口のご案内	……32	北海道
●北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください	……33	北海道
●人材確保に係る専門アドバイザー派遣及び支援金の希望者募集	……34	北海道
●北海道短期おしごと情報サイト	……35	北海道
●『UIターン新規就業支援事業』道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人募集のご案内	……36	北海道
○地域活性化雇用創造プロジェクトに係る「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内	……37	北海道

## 【6】人材育成

●中小企業大学校旭川校 12月開講講座のご案内【更新】	……38	中小企業大学校旭川校
●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	……40	ポリテクセンター北海道
●企業で働いている皆様のためのITセミナー【更新】	……41	ポリテクセンター北海道
●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	……42	ポリテクセンター北海道
●能力開発セミナー(12~2月開講予定)のご案内【更新】	……43	北海道
●北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校の令和3年度訓練生募集	……44	北海道

## 【7】各種相談

●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】に掲載	……19	北海道
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】【5】に掲載	……30	北海道
●労働相談窓口のご案内【5】に掲載	……32	北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて【更新】	……45	北海道

## 【8】イベント・セミナー

●大学等向け安全保障貿易管理のオンライン説明会を開催します【新規】	……46	北海道経済産業局
●安全保障貿易管理のオンライン説明会を開催します	……47	北海道経済産業局
●特別支援学校企業向け見学会のご案内【更新】	……48	北海道

## 【9】その他

●令和2年度「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました【新規】	……49	北海道経済産業局
●11月は製品安全総点検月間です【新規】	……50	北海道経済産業局
●健康経営優良法人2021(中小規模法人部門)認定の申請受付が始まりました	……51	北海道経済産業局
●北海道最低賃金(地域)改正のお知らせ【更新】	……52	北海道労働局
●冊子「もっと知りたい! 統合型リゾート(IR)」を作成しました	……53	北海道
●北海道新エネルギー導入加速化基金活用補助事業の公募を開始しました	……54	北海道
●地熱・温泉熱アドバイザー派遣事業の希望者募集について	……55	北海道

**家賃支援給付金の申請受付を開始しました【更新】**

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業の継続を支えるため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的とする、家賃支援給付金の申請受付を開始しました。

家賃支援給付金事務局ウェブサイトから申請いただけます。

**対象者を追加しました。**

**◆制度概要**

**【対象者】**

- 2020年5月～12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、いずれか1ヶ月の売上が前年同月比50%以上減少している、又は連続する3ヶ月の売上の合計が前年同期比30%以上減少していること
- 他人の土地・建物をご自身が営む事業のために直接占有し、使用・収益をしていることの対価として、賃料の支払いを行っていること
- 法人の場合は、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること  
又は、上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- 医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります
- **10月29日(木)から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」の方が申請可能となりました**

**【給付額】**

法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円を一括支給

**◆算定方法**

申請時の直近1ヶ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

**◆申請期間**

2020年7月14日(火)～2021年1月15日(金)24:00

**◆申請方法**

以下ウェブサイトから電子申請となります。

【URL】 <https://yachin-shien.go.jp/>

ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、順次申請サポート会場を開設し、電子申請手続きをサポートさせていただきます。詳細及び道内のサポート会場は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [https://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/yachin\\_shien/index.htm](https://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/yachin_shien/index.htm)

**◆申請・問い合わせ先**

家賃支援給付金コールセンター

TEL:0120-653-930(受付時間:8:30～19:00)

## 持続化給付金の申請受付を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための持続化給付金支給の申請受付を開始しました。持続化給付金事務局ウェブサイトから申請いただけます。

また、当事業の専用コールセンターも開設されました。

**2020年9月1日から新事務局での申請受付を開始しました。**

### ◆制度概要

#### 【対象者】

- 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している月があること
- 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- 法人の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること  
又は、上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
- 6月29日(月)から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」「2020年新規創業者」の方が申請可能となりました。

#### 【給付額】

- 法人は200万円、個人事業者は100万円  
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。  
前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
- 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者は上限100万円  
前年の総売上(収入)－(2019年月平均比▲50%月の収入×12ヶ月)
- 2020年1月～3月に創業した事業者のうち、法人は上限200万円、個人事業者は上限100万円  
今年1月～3月の総売上÷今年3月までの創業後月数×6－月平均比▲50%月の収入×6

### ◆申込方法

#### 【9月1日以降申請受付分】

以下ウェブサイトから電子申請となります。

【URL】 <https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

#### 《問い合わせ先》

持続化給付金事業 コールセンター

TEL:0120-279-292

IP電話専用回線:03-6832-6631

受付時間:8:30～19:00(土曜・祝日除く)

#### 【8月31日までの申請受付分】

#### 《問い合わせ先》

持続化給付金事業 コールセンター

TEL:0120-115-570

IP電話専用回線:03-6831-0613

受付時間:8:30～19:00(土曜・祝日除く)

## 持続化給付金の申請サポート会場を開設します

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給しています。

申請は電子申請を原則としていますが、自身で電子申請を行うことが困難な方のために、2020年5月12日(火)(北海道内においては2020年5月14日(木))より順次、申請サポート会場を開設します。

**北海道エリア 申請サポート会場一覧を更新しました。**

### ◆申請サポート会場

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、申請サポート会場を開設します。

なお、申請サポート会場は新型コロナウイルス感染防止の観点から**完全事前予約制**とします。

事前予約なしに来場いただいてもサポートが受けられませんので、ご注意ください。

また、10月からは新事務局による申請サポート会場の運営を開始します。

開設場所や事前予約の方法などのほか、申請サポート会場に持参いただく書類など詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/20200513/index.htm>

会場が設置されていない地域には、期間限定で申請キャラバン隊によるサポートを行います。

また、全道の商工会・商工会議所においても、電子申請の入力サポートを行っています。

最寄りの商工会・商工会議所にご相談ください。

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 産業振興課

TEL:011-709-2311(内線 2591)

FAX:011-709-2566

E-mail:[hokkaido-sangyo@meti.go.jp](mailto:hokkaido-sangyo@meti.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症の影響による被害について ガスの特例措置の認可を行いました

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家に対する特例措置の認可を行いました。

### 第3報情報です。

#### ◆認可申請の内容（旧簡易ガスみなしガス小売事業者）

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本制度の貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

本特例措置に基づく「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたガスの需要家に対する特例措置として、当局では、以下の事業者から提出のあった小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件に係る特別供給条件認可申請について、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、特例措置の認可を行いました。

#### 申請年月日

2020年6月22日(月)

#### 申請者

北ガスジェネックス(株)(法人番号 6430001004356)

供給地点群名: 当別スウェーデンヒルズ[当別町]

#### 特別措置の概要(指定旧供給地点小売供給約款に対するもの)

詳細は、以下ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokpg/20200625/index.htm>

【参考】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ガス料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ  
(経済産業省ウェブサイト)

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319007/20200319007.html>

#### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 ガス事業室

TEL:011-709-2311(内線 2740)

## 新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

**【更新】申請書への押印(代表者印等)が困難な場合の措置を設けました。**

詳細は以下を御覧ください。

【URL】

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/01\\_gaitame/coronavirus.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html)

なお、措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail:[hokkaido-kokusai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-kokusai@meti.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

### ◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

#### 信用保証制度

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の対象業種の追加指定、危機関連保証の発動を行い、通常とは別枠で最大 5.6 億円の信用保証を可能としました。

さらに、これらの保証制度について、業歴が短く前年の売上実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても利用できるよう、認定基準の運用を緩和しました。

#### 貸付制度

日本政策金融公庫による貸付においては、セーフティネット貸付の要件を緩和したほか、新規で創設した「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併せて活用いただくことで、実施的な無利子・無担保融資を実現しています。

また、マル経融資の金利を引き下げたほか、衛生環境激変対策特別貸付の利用も可能となっています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2562)

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として  
相談窓口を開設します**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

◆**新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

受付時間:8:30~17:15(月~金曜日)

※当面の間、土日祝祭日も受け付けています

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576 011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を  
パンフレットにまとめました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

※パンフレットの情報は随時更新しています。

3月10日(火)に閣議決定された緊急対応策(第2弾)による資金繰り支援を中心に拡充された支援策情報も含まれています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線 2505)

E-mail: [hokkaido-somu@meti.go.jp](mailto:hokkaido-somu@meti.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例について

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

### ●概要

一般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、特例措置を講じました。

### ●特例の対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主。

### ●特例の内容

感染拡大防止のため、緊急対応期間中は全ての業種の事業主を対象に雇用調整助成金の特例措置を実施します。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)を対象としました。
- ② 生産指標要件を緩和し1ヶ月5%以上の低下を対象としました。
- ③ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含めました。
- ④ 助成率を大幅に引き上げ、中小企業については、4/5へ、大企業については、2/3へ引き上げます。さらに事業主が解雇等を行わず雇用を維持した場合、中小企業については、10/10へ、大企業については3/4へ引き上げました。(一定の要件あり)

### ●雇用調整助成金の手続きを更に簡素化。

雇用調整助成金の申請手続等の更なる簡素化により、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図りました。(①以外は、すべての事業主に適用されます。)

- ① 小規模事業主(概ね20人以下)については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定(※)できるようになりました。また、休業についての申請様式を簡略化しました。※助成額=「実際に支払った休業手当額」×「助成率」
- ② 初回を含む休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続きとすることとしました。
- ③ 支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡略化し、次のように算出できるようになりました。
  - a「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉徴収税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようになりました。この場合、お手元に保管している納付書をご利用ください。
  - b「所定労働日数」の算定方法を簡略化しました。

### ●雇用調整助成金の上限額の引き上げ

- ① 助成額の上限額の引き上げ
 

1人当たり日額8,330円を「15,000円」に引き上げました。
- ② 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率の拡充
 

原則9/10を「一律10/10(100%)」に拡充しました。(一定の要件あり)
- ③ 緊急対応期間の延長
 

※現在の雇用情勢を鑑み特例措置を令和2年12月末まで延長しております。

※支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に申請する必要がありますので、ご注意願います。

※令和3年1月以降の対応につきましては、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することになります。

### ●問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

## 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各(総合)振興局に設置しました。

## ◆ワンストップ窓口

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

## ◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

## ◆注意事項

- ① 当窓口ではご相談者が希望する場合、各種給付金や助成金の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、給付金の受取を約束するものではありません。
- ② 給付金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- ③ 新型コロナウイルス感染症予防の為、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

◆URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内①

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆融資条件

資金名	中小企業総合振興資金 新型コロナウイルス感染症対応資金	
	①【国準拠】	②【道特別】
資金用途	事業資金	
融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	
融資金額	4,000 万円以内	2,000 万円以内
担保	無担保	
融資利率	【固定】 1.0% (融資期間 5 年以内の場合) 1.2% (融資期間 10 年以内の場合)	
融資期間	10 年以内(うち据置5年以内)	
取扱期間	令和3年(2021 年) 1 月 31 日まで ※令和2年 12 月 31 日までに保証申込みが完了している必要があります。	
借換	保証付き融資からの借換が可能 (本資金間の借換など一部対象外の場合があります)	保証付き道制度融資からの借換が可能 (本資金間の借換など一部対象外の場合があります)
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合	

- ①、②を合わせて最大 6,000 万円まで融資の申込が出来ます。  
②の申込みは、①の限度額を超えた場合に可能となります。

◆制度概要

- ・据置最大5年(ただし、②道特別の危機関連保証適用の場合は2年以内となります。)  
・以下の要件を満たせば、当初3年間実質無利子・融資期間中の保証料ゼロとなります。

	売上減少 15%以上	売上減少 5%以上 15%未満
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、 小規模企業者(※)に限る)	当初3年間の利子と融資期間中の保証料は国と道が全額負担	
上記を除く中小企業者	当初3年間の利子と 融資期間中の保証料は国と道が全額負担	融資期間中の保証料の半額を 国と道が負担

※小規模企業者(従業員 20 人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は 20 人)以下)

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内②

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金		
	経営環境変化対応貸付【認定企業】 (長期資金)	新型コロナウイルス感染症緊急貸付 (短期資金)	
融資対象	①セーフティネット保証4号または5号の対象となる「特定中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等 ②危機関連保証の対象となる「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等 ③最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等	①最近1か月間の売上高等が、前年又は前々年同期比で5%以上減少している中小企業者等 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高等が、令和元年10月以降の連続する3か月の平均売上高等と比べ5%以上減少している中小企業者等 ③危機関連保証の対象となる「特例中小企業者」として市町村長の認定を受けた中小企業者等	
資金用途	運転資金 又は 設備資金 (保証付き道制度融資からの借換が可能)	運転資金 (保証付き道制度融資からの借換が可能)	
融資金額	2億円以内	8,000万円以内	
融資期間	1年超10年以内(うち据置3年以内)	1年以内	
融資利率	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間3年超の場合に選択可)	1.0%	
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。		
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。		
	【保証料率】		
	保証種別	認定企業(長期資金)	緊急貸付(短期資金)
	危機関連保証	★0.68~0.70%	★0.68~0.70%
	セーフティネット保証4号	★0.58~0.60%	★0.58~0.60%
セーフティネット保証5号	★0.58~0.60%	★0.58~0.60%	
一般保証	0.45~1.90%	★0.40~1.71%	
★:北海道信用保証協会による保証料率の割引が適用されています			
取扱期間	令和3年(2021年)1月31日まで	令和3年(2021年)1月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合		

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 持続化給付金サポート窓口の設置について

(北海道)

道では、道内の中小企業・個人事業主が速やかに持続化給付金の給付を受けられるよう、本庁・各(総合)振興局に相談窓口を設置し、持続化給付金にかかる制度や申請の流れ、必要な書類等について道職員がアドバイスをを行い、事業者の申請をサポートしています。

### ◆サポート窓口

設置場所	住 所	連 絡 先
本庁経済部中小企業課 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁8階	011-204-5331
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
後志総合振興局商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9589
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原4丁目616	0138-47-9459
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6641
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5940
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0636
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5619

### ◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分 (月～金 : 祝日除く)

### ◆注意事項

- ① 当該窓口は、持続化給付金の申請に向けたアドバイスを行うものであり、給付金の申請を代行するものではありません。
- ② 給付金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。
- ③ 3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
- ④ 事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先がつかない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

**専門家派遣のご案内**  
**(新型コロナウイルス感染症中小・小規模企業緊急総合支援事業)**

(北海道)

新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

◆**事業概要等**

**概要**

【支援対象者等】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さまに  
対して、専門家を2回程度派遣します。

【派遣内容】

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金などに関するアドバイスを行います。

【派遣専門家】

中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、店舗コンサル、社会保険労務士等を  
派遣します。

**申込方法**

以下の方法で申込みください。内容を確認後、担当者から折り返し連絡します。

①Web申込み

<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

②FAX申込み

011-231-1388

③電話申込み

0800-800-2551 (フリーダイヤル)

◆**専門家派遣に関する専用窓口**

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター

事務局：札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館4階

受付時間：9:00～17:00 (月～金曜日)

TEL：0800-800-2551 (フリーダイヤル)

FAX：011-231-1388

E-mail：[corona@shindan-hkd.org](mailto:corona@shindan-hkd.org)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専用窓口へ直接訪問することはお控えください。

国の小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援を拡充しました  
～新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業～

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、国の「小規模事業者持続化補助金」を活用して行う販路開拓等の取組に対して、道が1/12を上乗せ支援することにより、事業者の自己負担を1/3から1/4に軽減し、早期の事業再建や持続的発展を後押しします。

◆目指す負担割合

小規模事業者持続化補助金 (国の補助金)	補助対象者	＜一般型＞		＜コロナ特別対応型＞	
	補助対象事業	作成した経営計画に基づく <b>販路開拓等の取組</b>  例)店舗改装、陳列棚購入、新商品開発、専門家からの指導、ネット販売システムの構築、販促物の作成や広告宣伝、展示商談会への参加 など	＜一般型＞と同じ		※補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。 ・類型A:サプライチェーンの毀損への対応 例)安定供給の継続、増産体制の強化、外部からの調達部品を内製化するための設備投資(更新) など ・類型B:非対面型ビジネスモデルへの転換 ・類型C:テレワーク環境の整備
補助率 (上限額)	2/3 (50万円)	類型A 2/3 (100万円)		類型B、C 3/4 (100万円)	

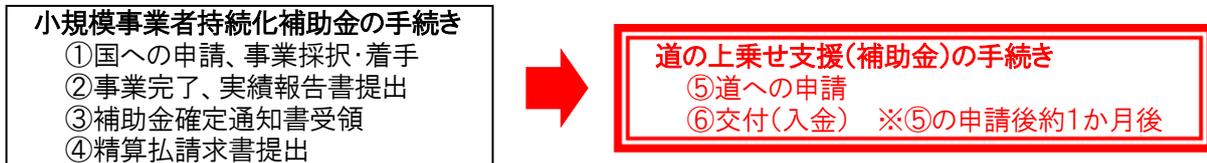
道の 上乗せ支援	補助対象者	上記＜一般型＞に採択され、「新型コロナウイルス感染症加点の付与」※1を希望した方	上記＜コロナ特別対応型＞に採択され、類型Aの取組のみを行った※2方	類型B・Cへの 道の上乗せ支援は ありません
	補助率 (上限額)	1/12 (6万2,500円)	1/12 (12万5,000円)	
事業者の自己負担		1/4	1/4	1/4

※1 ＜一般型＞の「新型コロナウイルス感染症加点の付与」は第2回受付締切(6月5日)分を持って終了したため、**第3回以降に申請する方は道の上乗せ支援の対象になりません。**

※2 ＜コロナ特別対応型＞の類型は複数選択することができますが、**道の上乗せ支援の対象となるのは類型Aの取組のみを行った方に限ります。**

◆申請の流れ

道の上乗せ支援は、小規模事業者持続化補助金の事業を完了し、補助金額の確定を経て、精算払請求書を提出した後に、道へ申請いただくものです。



◆申請スケジュール

今年度内8回に分け申請を受け付けますので、余裕を持って手続きしてください。(各回必着)

第1回: 令和2年 7月 22日(水)～31日(金)	第2回: 令和2年 8月 24日(月)～31日(月)
第3回: " 9月 23日(水)～30日(水)	第4回: " 10月 23日(金)～30日(金)
第5回: " 11月 24日(火)～30日(月)	第6回: " 12月 21日(月)～28日(月)
第7回: 令和3年 1月 22日(金)～29日(金)	第8回: 令和3年 2月 19日(金)～26日(金)※最終

◆問い合わせ・申請先

道補助金交付要綱、申請書様式等については北海道庁のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内

【URL】[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430\\_covid-19\\_hojyokin.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojyokin.htm)

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL:011-231-4111(内線 26-218)

※小規模事業者持続化補助金の経営計画や申請など詳細については、地域の**商工会・商工会議所**へご相談ください。

## 雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について

(北海道)

道では、道内の企業・個人事業主が速やかに雇用調整助成金の給付を受けられるよう、本庁・各(総合)振興局に相談窓口を設置し、雇用調整助成金にかかる制度や申請の流れ、必要な書類等について道職員がアドバイスをを行い、事業者の申請をサポートしています。

## ◆サポート窓口

設置場所	住 所	連 絡 先
本庁経済部雇用労政課 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁9階	011-204-5353 011-204-5354
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	011-204-5827
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0061
後志総合振興局商工労働観光課 小樽商工労働事務所	倶知安町北 1 条東 2 丁目 小樽市富岡 1 丁目 14-13	0136-23-1362 0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通 56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原 4 丁目 6 16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	0153-23-6829

## ◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分 (月～金 : 祝日除く)

## ◆注意事項

- ①当該窓口は、雇用調整助成金の申請に向けたアドバイスを行うものであり、助成金の申請を代行するものではありません。
- ②助成金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。
- ③3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
- ④事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先がつかない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

## 令和元年度補正予算 共同・協業販路開拓支援補助金の第2回公募を開始しました

(北海道経済産業局)

全国商工会連合会では、中小企業・小規模事業者支援団体等が行う、展示会・商談会・催事販売の開催、継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みの構築等を支援する、令和元年度補正 共同・協業販路開拓支援補助金の第2回公募を開始しました。

### ◆実施機関

商工会・商工会連合会、商工会議所、中小企業団体中央会、地域の中小企業・小規模事業者の販路開拓につながる支援を事業として行う法人

### ◆補助対象事業

- 展示会・商談会型  
支援する企業の商品・サービス又は価値を、商談目的のための展示・宣伝を行うことによって、新たな取引先を増加させる取組。
- 催事販売型  
支援する企業の商品・サービスの物販会や即売会を主催または他者が主催する物販会や即売会に出展することにより、売上高増加を支援する取組。
- マーケティング拠点型  
支援する企業の商品・サービスの想定ターゲットが申請時点で明確化されており、補助事業を通じて想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

### ◆補助上限額・補助率

【補助上限額】5,000万円以内

【補助率】経費区分毎に定額または2/3以内

### ◆応募方法

申請書、応募方法等、事業の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.shokokai.or.jp/kyodokyogyo/>

応募締切:2020年12月11日(金)17:00(必着)

### ◆問い合わせ先

全国商工会連合会

TEL:03-6268-0086

E-mail:[shijo@shokokai.or.jp](mailto:shijo@shokokai.or.jp)

**北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第1四半期分）の募集について【新規】**  
(北海道)

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店)内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品(一次産品含む)の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光PRができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

**12月10日から1月10日まで、令和3年4~6月の期間中催事を開催する事業者様を募集します。**

**◆応募商品の要件**

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの(農林水産物、加工食品、工芸品等)(以下、「道産品」といいます。)

**◆応募者の資格**

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

**◆販売商品**

催事会場で販売できる商品は、次のとおりです。

- (1)自ら生産、製造、加工した道産品
- (2)自社企画商品で道内で委託製造している道産品(上記(1)に付随して販売する場合に限りです。)

**◆実施条件等**

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です(毎週水~火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1~2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。
- (4)実演用のコールドテーブル1台は無料でご利用いただけます(札幌店の場合はご利用いただけない場合があります)。

**◆募集期間**

12月10日(木)から1月10日(日)まで

**◆申込方法**

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo\\_ms\\_saiji.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm)

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・ 輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・ 輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・ 輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・ 輸出手続きについて ・ 見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出振興係 TEL011-204-5312 (直通)

## Go To 商店街事業の募集を開始します【更新】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症に対し3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街がイベント等を行うことにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援するGo To 商店街事業を実施します。  
**上限額に関する注釈を追記し、募集期間を更新しました。**

### ◆事業概要

#### 【応募対象者】

特定の商店街等(商店街その他の商業の集積)の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等

#### 【対象事業】

- 消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施(オンラインを活用したイベント実施も含む)
- 地域の良さを再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの製作

#### 【事業実施箇所】

- 申請主体所在エリア及び隣接するエリア
- オンラインイベント、商材開発、プロモーションの場合はエリアの制限はなし

#### 【上限額】

300万円×商店街組織数+500万円(2者以上で連携し事業を実施する場合に限る)

※ただし、1申請あたりの上限額は1,400万円とする。

**※審査にて、連携の必要性及び相乗効果が認められないと判断された場合、追加の500万円が認められないことがあります。**

**※一定の要件を満たす場合、概算払による即時支給を行うことが可能です。**

**(概算払をする金額は、採択事業費のうち7割を上限とします。)**

#### 【対象経費】

イベント等を実施するために必要な経費

### ◆募集期間

#### 【先行募集】

対象事業:2020年10月19日(月)~11月30日(月)に開始する事業

募集開始日:2020年10月2日(金)~

#### 【通常募集】

対象事業:2020年12月1日(火)~2021年2月14日(日)に開始する事業

※2021年2月14日(日)までに事業終了すること

募集開始日:2020年10月30日(金)(予定)~**予算がなくなり次第、終了**

※事業の開始時期ごとに応募締切を設定

### ◆募集期間

募集要領等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-shoutengai/index.html>

### ◆問い合わせ先

Go To 商店街事務局

TEL:03-5544-7613

受付時間 10:00~18:00(12月以降の土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く)

## サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2020）の 公募を開始しました【更新】

（北海道経済産業局）

（一社）サービスデザイン推進協議会（事業事務局）では、生産性向上に資する方策として、IT 導入支援事業者が登録する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する事業者に対し、導入費用の一部について補助するサービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2020）の公募を開始しました。

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、サプライチェーンの毀損への対応（以下「甲」）、非対面型ビジネスモデルへの転換（以下「乙」）、テレワーク環境の整備（以下「丙」）等に取り組む事業者による IT 導入等を支援する特別枠を設けました。

**交付申請期間を更新しました。**

### ◆事業概要

#### 【対象事業者】

国内で事業を行う中小企業、小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービスの他、製造業や建設業等も対象）

#### 【対象事業】

事務局が認定した IT 導入支援事業者が登録する IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する事業  
※特別枠は上記且つ、甲・乙・丙に資する IT ツールとその活用に必要なハードウェア（レンタル品）の導入に  
取り組む事業

※遡及申請について（特別枠のみ）

#### 【申請類型及び補助率・補助額】

IT ツールは、ソフトウェア（業務プロセス）・ソフトウェア（オプション）・役務（付帯サービス）で構成され、保有する業務プロセスの数等により申請類型を分類

特別枠は甲・乙・丙のいずれかのための IT ツールが 1 つ以上含まれ、当該ツールの導入にかかる経費が、補助対象経費全体の 1/6 以上を占めていること。

#### <通常枠>

【A 類型】 補助率：1/2 以内、補助額：30～150 万円未満、業務プロセス数：1 以上

【B 類型】 補助率：1/2 以内、補助額：150～450 万円、業務プロセス数：4 以上

#### <特別枠> 制度内容につきましては、必ず特別枠の公募要領を事務局のウェブサイトで確認してください。

【C 類型 1】補助率：2/3 以内、補助額：30～450 万円、業務プロセス数：1 以上、  
甲乙丙ツール：甲ツールのみ

【C 類型 2】補助率：3/4 以内、補助額：30～450 万円、業務プロセス数：1 以上、  
甲乙丙ツール：乙・丙どちらか 1 つ以上

### ◆応募・申請方法

公募要項・申請等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/procedure/>

**10 次締切（最終締切）：12 月 18 日（金）17:00**

### ◆問い合わせ先

（一社）サービスデザイン推進協議会

サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル：0570-666-424 ※通話料がかかります

IP 電話等からのお問い合わせ先：042-303-9749

**令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
(一般型・グローバル展開型)の公募を開始します【更新】**

(北海道経済産業局)

全国中小企業団体中央会は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する、令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型・グローバル展開型)の公募を開始します。

なお、一般型では、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げた「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。

**4次締切の申請期間が延長となりました。なお、特別枠・事業再開枠については4次締切が最終となります。**

◆申請期間

4次締切申請期間:2020年9月1日(火)17:00~12月18日(金)17:00

◆申請類型及び補助率等

【対象者】

以下の要件をすべて満たす3~5年の事業計画を策定し、従業員に表明している中小企業・小規模事業者等

- 事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- 事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする
- 事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加

一般型

中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援

【補助額】100万円~1,000万円+50万円(特別枠の場合に限り、事業再開枠の上乗せが可能)

【補助率】《通常枠》中小企業者:1/2 小規模企業者・小規模事業者:2/3

《特別枠》A類型:2/3、B・C類型:3/4

《事業再開枠》定額(10/10、上限50万円)

グローバル展開型

中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援

【補助額】1,000万円~3,000万円

【補助率】中小企業者:1/2、小規模企業者・小規模事業者:2/3

◆公募要領

事業の詳細・公募要領・申請方法については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://portal.monodukuri-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

ものづくり補助金サポートセンター

TEL:050-8880-4053

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 ①(借入制限)信用金庫、信用組合、日本公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②(利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③(株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内)
		リース	機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
	利率	割賦	(損料率)年 1.8%~2.0% (※)一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能
		リース	(月額リース料率)0.998%~2.955%
	償還方法	割賦	月賦又は半年賦
リース		毎月払い	
保証金	割賦	貸与金額の 5%	
	リース	なし	
連帯保証人	道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。		
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込む場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。		

(※)貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者設備貸与事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/facility\\_small/](https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/)

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G 電話 011-232-2404

「北のふるさと事業承継支援ファンド事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、北海道・道内6金融機関・当センターの出資によって組成された官民ファンドである「北のふるさと事業承継支援ファンド」を通じて、道内小規模企業者の親族外への事業承継に伴う株式移転を、資金供給により支援しています。

◆ファンド概要

名称	北のふるさと事業承継支援ファンド投資事業有限責任組合
ファンド規模	5億円
運営者	北海道中小企業総合支援センター
出資者	<p>■有限責任組合員 北海道、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用金庫、旭川信用金庫、北見信用金庫、北央信用組合</p> <p>■無限責任組合員 北海道中小企業総合支援センター</p>
投資対象	親族外経営者への事業承継を行う小規模企業者 <sup>*1</sup> (法人)
投資上限額	3,000万円
投資内容	事業承継を行う先代事業者等からの株式の取得
申込期間	2017年3月31日～2021年3月31日
存続期間	2017年3月31日～2031年3月31日

<sup>\*1</sup> 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者で、業種が製造業その他である場合は従業員20人以下、商業・サービス業である場合は従業員5人以下であるもの。

◆主な投資対象要件

要件1	<p>(a)親族後の後継者が先代から株式等を引き継ぐ場合(同一企業内の承継)</p> <p>(b)事業継続が困難となった先代事業者等から株式等を引き継ぐ場合(他の企業への承継)</p> <p>※親族を除く。</p> <p>※既に代表者が交付済みであっても、株式の移転が未了であれば利用できる。</p>
要件2	<p>(1)道内に本社を有する小規模企業者のうち、法人であること</p> <p>(2)後継者の意欲はあっても、株式の買取資金に占める自己資金の割合が25%未満で、必要な融資を受けられないこと</p> <p>(3)事業承継計画の提出があること</p> <p>(4)税務申告を5期以上実施し、直近の3年間、金融機関等への返済に遅延のないこと</p> <p>(5)最近2期の決算期において、経常利益が連続して赤字でないこと</p> <p>(6)直近の決算期において、債務超過でないこと及び繰越利益剰余金がマイナスでないこと</p> <p>※上記の他にも要件があります。詳細はお問合せください。</p>

北のふるさと事業承継支援ファンド事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/succession\\_fund/](https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/)

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 企業振興部金融支援G 電話 011-232-240

## 水産加工関連事業者生産性向上緊急対策事業の実施について

(北海道)

道では、主要魚種の不漁による影響を受け、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の生産性向上のため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施しています。

### ◆事業内容

#### 【概要】

生産性の向上など経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

#### 【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること。
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売(取付工事等を含む)等を行う水産加工関連事業者であること。

#### 【募集期間】

令和2年5月1日(金)～令和3年1月末日迄。

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

#### 【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちら → [https://www.hsc.or.jp/hsc\\_wp/wp-content/uploads/2020/05/suisan\\_kaizen.pdf](https://www.hsc.or.jp/hsc_wp/wp-content/uploads/2020/05/suisan_kaizen.pdf)

#### 【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

#### 【費用負担】

派遣費用は無料です。専門家の派遣に要する謝金及び旅費も不要です。

### ◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当:経営支援部 佐々木(貢)、小山、若狭

TEL	011-232-2402(直通)
FAX	011-232-2011
URL	<a href="https://www.hsc.or.jp">https://www.hsc.or.jp</a>
E-mail	keieishien@hsc.or.jp

## 勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

### ◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

### ◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)		① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方	
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%(※1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルスに伴う休職者は、**2021年3月末**の申込まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

### ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

企業内における雇用管理改善を推進し、離職率の低下及び職場定着を支援することを目的とする助成金です。

コースの種類と概要		コースの内容
雇用管理助成コース (目標達成助成のみ)	事業主が、新たに雇用管理制度の導入・実施を行い、離職率の低下が図られた場合に、助成するもの。	目標達成助成: 支給対象経費: 57万円(生産性を満たした場合72万円) A: 評価・処遇制度: 昇進・昇格基準、賃金制度、各種手当等の導入等。 B: 研修制度: 新入社員研修、管理職研修、幹部研修等。 C: 健康づくり制度: 法定の検診に加え、「胃がん検診」、「子宮がん検診」、「肺がん検診」、「歯周疾患検診」等。 D: メンター制度: メンターとメンティによる面談方式でメンタリングを実施。
介護福祉機器助成コース	事業主が、新たに介護福祉機器を導入・運用し、従業員の離職率が図られた場合に、支給するもの。	A: 機器導入助成: 支給対象経費: 合計額の25%(上限150万) 機器の導入・運用、導入効果の把握等。 B: 目標達成助成: 支給対象経費: 合計額の20%(生産性を満たした場合は35%) 離職率を目標値以上に低下させる、生産性要件を満たしている等。
介護・保育労働者雇用管理助成コース	介護・保育労働者の職場への定着を促進するために職務・職責等階層的に定め、実施した場合に支給するもの。	A: 制度整備助成: 支給対象経費: 50万円 賃金制度を新たに定めるか、改善する等。 B: 目標達成助成(1回目): 支給対象経費: 57万円(生産性を満たした場合は72万円) 離職率が30%以下になっていること。 C: 目標達成助成(2回目): 支給対象経費: 85.5万円(生産性を満たした場合は108万円) 離職率が20%以下になっていること。
人事評価改善等助成コース	生産性向上の為に能力評価を含む人事評価制度を整備し、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもの。	A: 制度整備助成: 50万円 事業主が、生産性向上のための能力評価を含む人事評価制度と2%以上の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施した場合に支給。 B: 目標達成助成: 80万円 Aに加え、人事評価制度等整備計画の認定申請から3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上及び労働者の2%以上のアップや離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、目標達成助成(80万円)を支給。
設備改善等助成コース	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善を図る事業主に対して助成するもの。	A: 1年タイプ: 計画達成助成: 50万円、上乗せ助成: 80万円 設備費用が175万円以上1000万円未満であり、中小企業事業主のみ対象。 B: 3年タイプ: 計画達成助成(1回目、2回目) + 目標達成助成 ※助成額は設備投資費用により異なります。 設備費用が1000万円以上5000万円未満の場合は中小企業のみ対象。 設備費用が5000万円以上の場合は大企業を含めた全ての企業が対象。
働き方改革支援コース	働き方改革のために人材確保が必要な中小企業事業主が新たに労働者を雇入れ、一定の雇用管理改善画を実施した場合に対して助成するもの。	A: 計画達成助成: 労働者一人当たり60万円(短時間労働者の場合は40万円) B: 目標達成助成: 労働者一人当たり15万円(短時間労働者の場合は10万円) ※なお「雇用管理計画」とは、新たな労働者を雇い入れた事業所が、「人員配置」や「労働者の負担軽減」による「雇用管理改善」を実施することを意味します。 また、当該助成金は、「時間外労働等改善助成金」の支給決定を受けている「中小企業事業主」が支給対象となります。
外国人就労環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境整備を実施した事業主に助成するもの。	必須メニューAとBに加え、選択メニューの①、②、③のいずれかを実施。 A: 雇用労務責任者の選任 B: 就業規則等の社内規定の多言語化 ① 苦情・相談体制の整備 ② 一時帰国の為の休暇制度 ③ 社内マニュアル・標識類等の多言語化 ※ 経費の2分の1を国が負担(上限57万円)

上記助成金の詳細に関しては、下記にお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9132

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。(令和2年4月1日改正)

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合(1人当たり)	①有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ②有期→無期:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ③無期→正規:28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>)
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給させた場合(対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 4人～6人:19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) 7人～10人:28万5,000円<36万円>(19万円<24万円>) 11人～100人:1人当たり28,500円<36,000円>(19,000円<24,000円>) ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人:47,500円<60,000円>(33,250円<42,000円>) 4人～6人:95,000円<12万円>(71,250円<90,000円>) 7人～10人:14万2,500円<18万円>(95,000円<12万円>) 11人～100人:1人当たり14,250円<18,000円>(9,500円<12,000円>)
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>(1.5万円<1.8万円>)加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>(1.2万円<1.4万円>)加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>(12万円<14.4万円>)加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、その雇用する有期契約労働者等について、働き方の意向を適切に把握し、被用者保険の適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合(1事業所当たり)	19万円<24万円>(14万2,500円<18万円>) ※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の助成額を加算 2%以上 3%未満:19,000円<24,000円>(14,250円<18,000円>) 3%以上 5%未満:29,000円<36,000円>(22,000円<27,000円>) 5%以上 7%未満:47,000円<60,000円>(36,000円<45,000円>) 7%以上 10%未満:66,000円<83,000円>(50,000円<63,000円>) 10%以上 14%未満:94,000円<11万9,000円>(71,000円<89,000円>) 14%以上 :13万2,000円<16万6,000円>(99,000円<12万5,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	5時間以上延長:22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります) 1時間以上2時間未満:45,000円<57,000円>(34,000円<43,000円>) 2時間以上3時間未満:90,000円<11万4,000円>(68,000円<86,000円>) 3時間以上4時間未満:13万5,000円<17万円>(10万1,000円<12万8,000円>) 4時間以上5時間未満:18万円<22万7,000円>(13万5,000円<17万円>)

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係

(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：( )内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合(※5)
特定訓練コース	事業主 事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	◎OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)%(※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)%(※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 ◎OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	事業主 事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	◎OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
特別育成訓練コース(※3)	事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	◎OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	◎OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 ◎OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人
教育訓練休暇付与コース	事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
		・事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇実績が生じた場合に助成	経費助成(定額)：20万円 賃金助成<有給の場合に限る>：6,000円/日・人	経費助成(定額)：24万円 賃金助成<有給の場合に限る>：7,200円/日・人

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合

・若年雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり、訓練時間数に応じた上限額を設定(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 ・3つの訓練コース(教育訓練休暇付与コースを除く)において生産性要件を満たす場合、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度の会計年度の末日の翌日から5か月以内に、割増助成成分のみ別途申請

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9070

◆厚生労働省ホームページ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

**人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します**  
**【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】**

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



**北海道ビジネスサポート・ハローワーク**

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆11月・12月の事業所向けセミナー

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員は各6人です)

・各種助成金制度の活用 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

①「人材開発支援助成金(旧キャリア形成促進助成金)」	12/1(火) 14:00~15:30
②「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」	11/24(火) 14:00~16:00
③「人材確保等支援助成金(旧職場定着支援助成金)」	12/8(火) 14:00~16:00
*上記②は90分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30分)	

・雇用保険関係セミナー 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

①「雇用保険事務手続きセミナー」	12/3(木)14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	12/10(木)14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	11/26(木)14:00~16:00 12/17(木)14:00~16:00
*上記①、③は90分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。(30分)	

・「魅せる求人の出し方セミナー」

会場:札幌駅前ビジネススペース(札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第二北海道通信ビル2F)

労働人口減少により慢性的な人手不足が続いている中、「自社の魅力」を把握し、求職者にアピールする求人票作成のヒントをお伝えします。	11/25(木)14:00~16:00
--	---------------------

★セミナー詳細、申込については以下のHPをご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\\_93897.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html)

## 働き方改革支援員の派遣によるハンズオン支援について

(北海道)

道では、企業からの要請に応じて、働き方改革に関する専門的知識や経験を有する専門家を「働き方改革支援員」として派遣し、道内中小企業の働き方改革を支援しています。

働き方改革の取組の段階に応じて2つのコースをご用意しています。派遣料は無料です。

### ◆支援内容

#### (1) 地域連携コース（取り組むべき課題が明らかとなっている企業向け）

##### ア 内容

企業からの要請に応じて、働き方改革支援員と振興局職員が連携し、企業の働き方改革の取組をきめ細かく支援します。

〈支援例〉①長時間労働を減らすための業務の効率化、②女性や高齢者、障がい者の働きやすい職場環境整備、③テレワークや副業を導入するための就業規則の見直し、④業績や事業内容の分析による労働生産性の向上

##### イ 派遣対象、派遣回数

常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業が対象で、取組の状況や内容に応じて最大3回まで派遣。

##### ウ 働き方改革支援員

社会保険労務士、中小企業診断士、働き方改革を先進的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）の経営者等の中から、ハンズオン支援の取組内容に応じて選定。

#### (2) ワーク・ライフ・バランス見える化コース（働き方改革の現状と課題を明らかにしたい企業向け）

##### ア 内容

働き方改革の現状と課題を明らかにしたい企業が対象です。従業員のWLB（ワーク・ライフ・バランス）を実現しようとする企業に対し、働き方改革支援員によるヒアリング調査や従業員アンケート調査を実施し、WLBの現状と課題の見える化をサポートします。

##### イ 派遣対象、派遣回数

常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業が対象。支援は、①企業概要のヒアリング、②ヒアリング、アンケート調査、③見える化の報告、の3回に分けて行います。

##### ウ 働き方改革支援員

中小企業診断士

### ◆申込方法

働き方改革支援員の派遣要請書等は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/shien.htm>

### ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

労働相談窓口のご案内

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00

<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、12月29日～1月3日を除く

○ 本年5月に国会で可決・成立したハラスメント防止対策に関する法令に関しても相談に応じますので、相談を受けたい事業者の方は、上記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0060
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2925
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。【URL】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zenpann.htm>

労働相談ホットライン 北海道

で

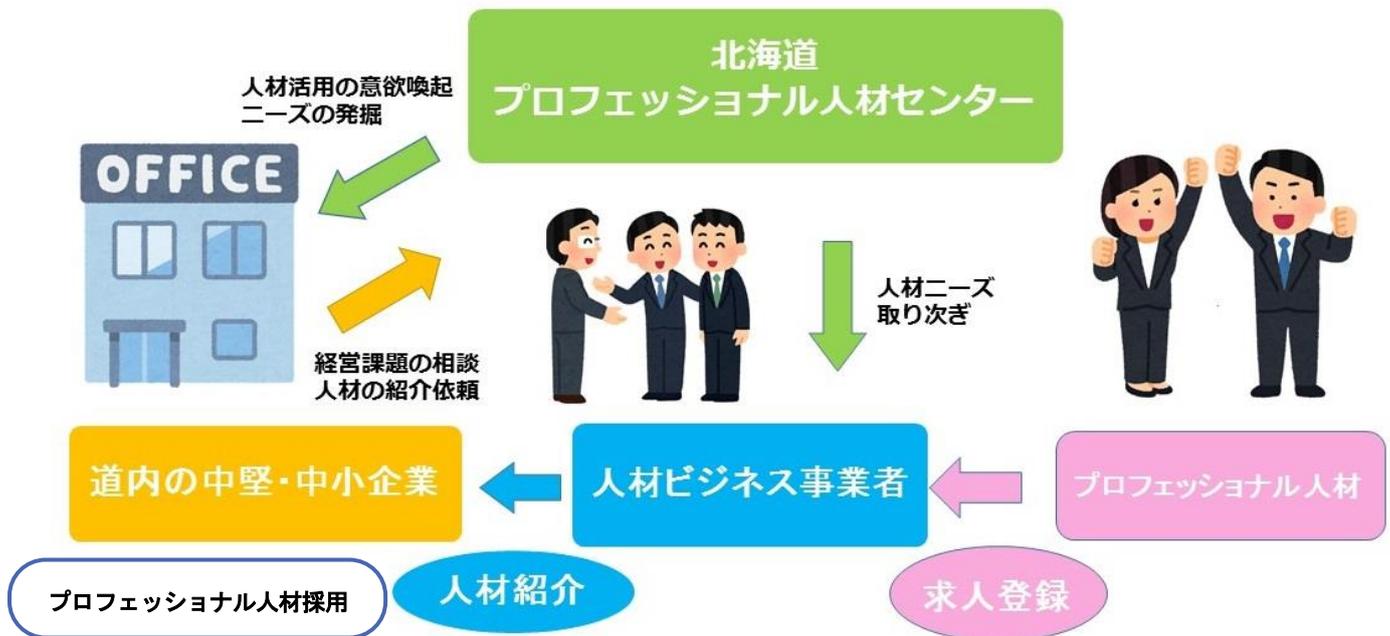
検索



北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください

(北海道)

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性向上などをリードするプロフェッショナル人材の活用をご提案し、採用をサポートします。



◆ プロフェッショナル人材とは？

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいいます。

- 経営人材・経営サポート人材(企業経営経験者、事業部管理等のマネジメント経験者等)
- 新規事業・販路開拓人材(営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業でのマネジメント経験者等)
- 生産性向上人材(生産管理責任者・工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者等)
- 副業・兼業人材(都市部企業などで働いているフリーランスも含めた専門性のある人材)

◆ 企業の成長実現に向け、新たな人材及び副業・兼業人材の活用を検討しているときは北海道プロフェッショナル人材センターにお気軽にご相談ください。

経営者を支える人材が欲しい

新製品・新技術の開発力を高めたい

ピンポイントで専門性のある人材を活用したい

ECサイトをリニューアルできる人材を短期間活用したい

海外進出に向けた責任者が欲しい

◆ 問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀別館ビル7階

TEL:011-233-1428 FAX:011-207-5220

WEB: <https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>



## 人材確保に係る専門アドバイザー派遣 及び 支援金の希望者募集について

(北海道)

道では、地域の戦略産業分野(※ものづくり・IT関連及び食と観光関連産業分野)における道内企業の事業拡大のための人材の採用や中小企業の就業環境の改善など、正社員の雇用・定着に向けた人材確保の取組を支援するため、専門アドバイザーの派遣及び地域戦略産業人材確保支援金の希望者を募集します。

### ◆専門アドバイザー派遣

道内企業の抱える課題に合わせて、社会保険労務士、キャリアコンサルタント、中小企業診断士など専門アドバイザーを無料で派遣し、改善プランを作成、複数回のフォローアップで課題解決に導きます。

※10月末まで優先的に派遣し、予算額に達した場合、中止することがあります。

### ◆地域戦略産業人材確保支援金

上記専門アドバイザーの派遣を受け(必須)、策定した改善プランに基づいた就業環境の改善、人材確保のための取組経費を支援金として補助します。

補助率	補助対象経費の1/2以内
補助額	100万円(限度額)

### 【支援金募集期間】

・第1次募集:令和2年6月10日(水)～令和2年7月10日(金)

・第2次募集:令和2年7月20日(月)～令和2年8月19日(水)

・第3次募集:令和2年9月1日(火)～令和2年9月30日(水)

・追加募集中:年末頃まで随時募集を受け付けます。

※追加募集以降については、支給額が予算額に達した場合、募集を中止することがあります。

北海道 令和2年度 地域活性化雇用創造プロジェクト事業  
地域戦略産業人材確保支援事業

人材の確保・定着に取り組む事業者のみなさまへ

戦略産業分野(ものづくり・IT関連産業及び食と観光関連産業)における事業拡大のための人材の採用や就業環境等の改善による人材確保を支援し、品質や安定的な正社員の雇用創出・確保を図る事業を実施します。

**専門アドバイザーが課題を解決いたします**

道内企業の抱える課題に合わせて、社会保険労務士、キャリアコンサルタント、中小企業診断士などが訪問し、改善プランを提案、複数回のフォローアップで課題解決に導きます。

**相談無料**

こんなことでお困りですか？

- 求人広告を出しても応募が来ない
- 採用したばかりの人が辞めてしまった
- 人手不足でシフトが組めない
- 従業員の雇用維持や労務管理が難しい
- テレワークの導入を検討したい

**専門アドバイザーが課題解決に向けてアドバイス!! お気軽にご相談ください。**

求人・採用活動に関わる業務や人事管理、就業規則作成などの労務管理に関わる業務、労働関係、人材育成など、企業様のお悩みに合わせて各分野のエキスパートを派遣いたします。

(事業主体)北海道 (実施・運営)一般社団法人 北海道商工会議所連合会

北海道 令和2年度 地域活性化雇用創造プロジェクト事業  
地域戦略産業人材確保支援事業

人材の確保・定着に取り組む事業者のみなさまへ

戦略産業分野(ものづくり・IT関連産業及び食と観光関連産業)における事業拡大のための人材の採用や就業環境等の改善による人材確保を支援し、品質や安定的な正社員の雇用創出・確保を図る事業を実施します。

**人材確保のための経費を補助します (地域戦略産業人材確保支援金)**

専門アドバイザーの派遣を受け、策定した改善プランに基づいた就業環境の改善、人材確保のための取組経費を支援金として補助します。

※申請には専門アドバイザーの派遣を受け、改善プランを策定する必要があります。

このような取り組みがあります

- 事業拡大に向けた採用戦略の策定のための専門家招聘
- 人材募集のための求人広告・PRビデオ・パンフレット・ホームページの作成・合同企業説明会への出展
- 女性、高齢者や外国人材などが働きやすい職場環境のためのITツールの導入、作業設備の変更 など

**まずは専門アドバイザーにご相談ください。**

(事業主体)北海道 (実施・運営)一般社団法人 北海道商工会議所連合会

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/jinkaku.htm> (上記チラシがDL可)

### ◆問い合わせ先

実施運営:一般社団法人北海道商工会議所連合会(業務推進部 田原・澁川) (TEL:011-241-6308)

事業主体:北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

## 北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあつて短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

### ◆北海道短期おしごと情報サイト

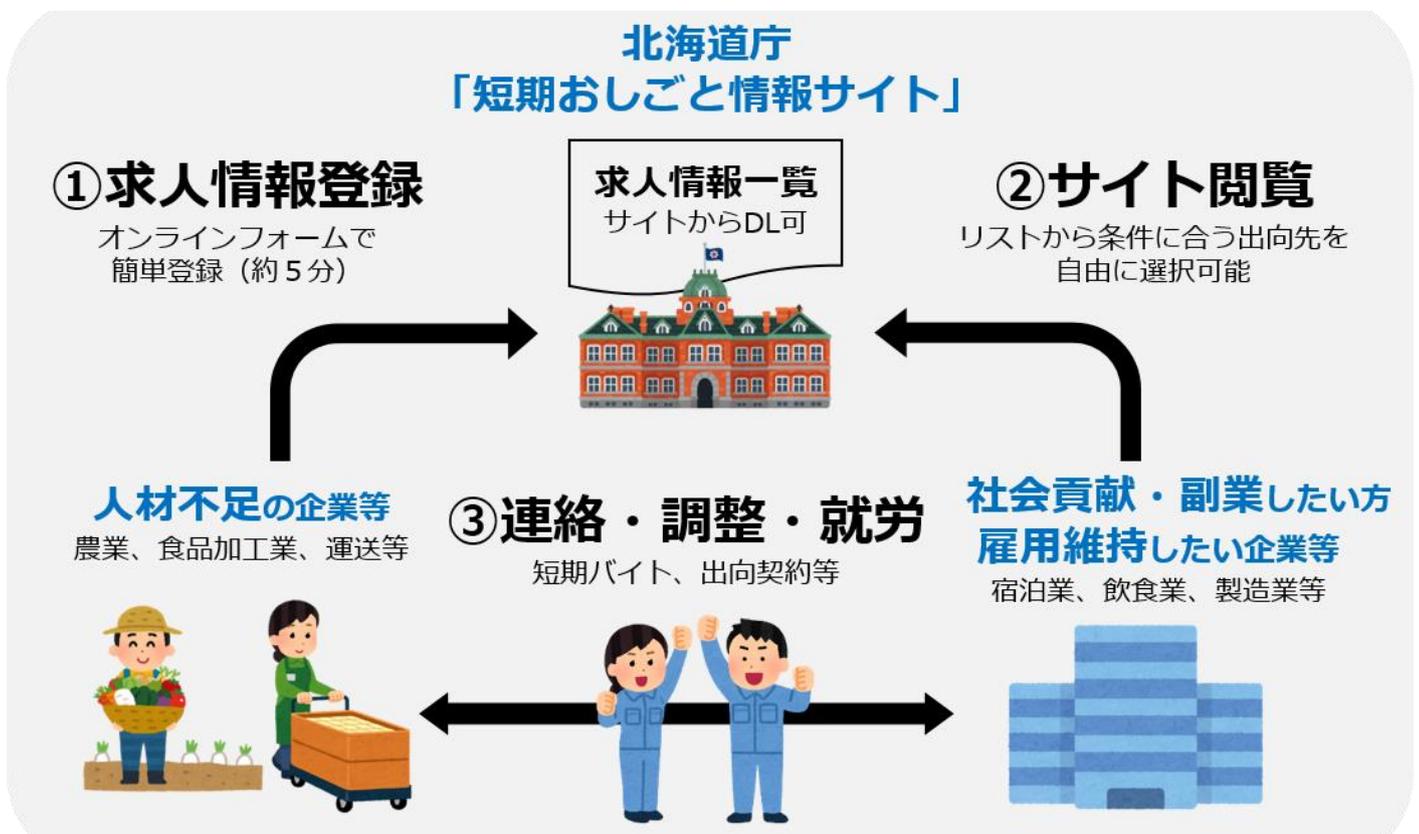
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.htm>



### ◆開設

令和2年4月23日

### ◆活用イメージ



#### 【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。  
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

#### 【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

### ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

## 『UIJターン新規就業支援事業』 道のマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人募集のご案内

(北海道)

『UIJターン新規就業支援事業』はUIJターンに取り組む道内市町村が、東京圏からの移住者に最大100万円の移住支援金を支給する制度です。

道が開設するマッチングサイト(スタンバイ北海道移住支援金対象求人特集)に掲載された法人に就職した方が支給の対象となりますが、現在、道ではこのマッチングサイトに求人広告を掲載する企業や団体などを募集しています。このマッチングサイトの求人広告掲載は無料で、また、求人広告内容は大手民間求人サイトにも掲載されるので、大変お得です。

求人条件を魅力的なものとする良い機会ですので、是非、移住支援金対象法人の登録を申請し、道マッチングサイトへ求人広告を掲載することをご検討ください。

### 1 移住支援金の概要(対象市町村など、詳細は北海道ホームページをご確認ください)

- (1) 東京23区(在住者又は通勤者)から本制度を実施する市町村に移住し、道のマッチングサイトに掲載されている法人に就職した方に支給します。
- (2) 移住支援金は、世帯100万円、単身60万円です。

### 2 マッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人の募集の概要

- (1) 法人の登録要件(詳細は北海道ホームページ移住支援金特設ページ(法人向け)をご確認ください)

次のすべてに該当すること

- ・ 官公庁(第3セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く)でないこと
- ・ 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業(資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村の推薦に基づき北海道が必要と認める法人を除く。)ではないこと
- ・ みなし大企業でないこと
- ・ 雇用保険の適用事業主であること
- ・ 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人(勤務地限定型社員(東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。)を採用する法人を除く。)ではないこと
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ・ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

- (2) 法人登録の受付

登録申請書を添付して道のメールアドレスに送付してください。

- ・ 登録申請書(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/hojin-registration.xlsx>)
- ・ メールアドレス([jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:jinzai.yuti@pref.hokkaido.lg.jp))

(参考)北海道のマッチングサイト(北海道移住支援金対象求人特集)

(<https://jp.stanby.com/feature/hokkaido-jobformigrationsubsidy>)

登録申請書



マッチングサイト



### ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

地域活性化雇用創造プロジェクトに係る  
「地域雇用開発助成金」特例支給のご案内

(北海道)

◆地域雇用開発助成金について

- 地域雇用開発助成金は、雇用機会が不足している地域など(同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域)において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。

◆地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給について

- 地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、基本支給額に加え、上乗せ助成者数に 50 万円を乗じた額を上乗せして支給されます。
- 支給要件としては、指定業種に該当すること、事前に北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会に申請し、承認を得ること、計画を策定したうえで道内において事業所の設置・整備を行うとともに正社員(無期雇用かつフルタイム)を新たに雇い入れることなどがが必要です。
- なお、申請が可能な計画期間は最大18ヶ月です。
- 予算の範囲内で上乗せ助成されます。(R2 年度は、全道で年間最大 40 名)

【指定業種】ものづくり、IT関連、食と観光関連産業分野として位置づける次の分野です。

農業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、通信業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業、道路旅客運送業、飲食料品卸売業、各種商品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、その他の生活関連サービス業

【計画期限】令和4年(2022年)3月31日まで

【対象地域】道内全域

- ※ 対象業種や雇い入れる労働者など、助成制度の活用には条件がありますので、詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。

◆問い合わせ先

北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会事務局  
北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 12月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2020年12月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

中小企業大学校旭川校 研修開講についてのお知らせ

中小企業大学校旭川校では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、4月から6月までの研修を中止としておりましたが、7月より開講しております。開講にあたりまして、受講者の皆様の健康と安全を最優先とし、感染予防対策を徹底いたしますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。



詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ ( <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html> ) をご覧下さい。



No.31 人事・労務管理の基本と実務  
～ 基礎から学ぶ労務管理とトラブル対応策 ～

本研修では、管管理者として押さえておきたい労務管理の基本、法律改正のポイントを学びます。また、トラブル事例等から企業が備えるべき労務管理を学び、自社の労務管理の点検に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. 労働関連法規の成り立ちから最新動向までを体系的に学びます。
2. 働き方改革や労働関連法規の改正の最新情報を学びます。
3. 身近な労務トラブル事例から備えておくべき対策と発生時の対応を学びます。

◆研修期間 12月2日(水)～4日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 やなぎさわ労務マネジメント 代表 柳沢 隆 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2020/favgos00000069kb.html>

No.32 チームマネジメント力強化講座  
～ 個の力を引き出し、組織力を高める仕組みづくり ～

本研修では、チームのメンバーが相互に認め合い、「個」よりもさらに高い業績目標を達成するために必要な「チーム」の作り方について講義と演習を交えながら学び、自社で実践するための行動計画を作成します。

◆この研修のポイント

1. 成果の上がるチーム作りに必要な役割と行動について、講義と演習を通じて学びます。
2. 管理者側の立場のみならず、チームメンバー側の気持ちも理解できるようグループワークを通して参加者相互の気づきを共有します。
3. 研修で学んだ成果を自社に持ち帰って実行できるよう、自部署で抱える問題の原因探求と解決策をグループメンバーとともに考えます。

◆研修期間 12月7日(月)～9日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 株式会社ナレッジ・ジャパン 代表取締役 松澤 宏一 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2020/favgos00000068b9.html>

No.33 財務が楽しくなる決算書の読み方講座・基本編【札幌キャンパス開催】  
～ 経験がない人でも身につく！よくわかる財務の基本 ～

本研修では、決算書の仕組みや用語の意味、数字の流れなどを理解した上で、決算書から企業の経営体質や今後の課題を読み取るポイントを学びます。

◆この研修のポイント

1. 経理・財務に関する知識がない方にも、分かりやすく説明します。
2. 決算書の数字の意味など、財務の基礎知識を学びたい方におすすめの研修講座です。
3. 決算書の着眼点を理解し、決算書から企業の活動内容を読み解く方法を学びます。

◆研修期間 12月16日(水)～17日(木) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 新任管理者、その候補者

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2020/favgos0000006a6z.html>



## 技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】

(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2~5日間程度の期間で実施しています。

令和元年度に実施した能力開発セミナーでは、受講後に生産性向上等につながった旨の評価を多くの事業主からいただいております(満足度94.4%)、受講者の方々からも大変ご好評いただいております(受講満足度99.7%)。以下に1月、2月に実施予定の能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

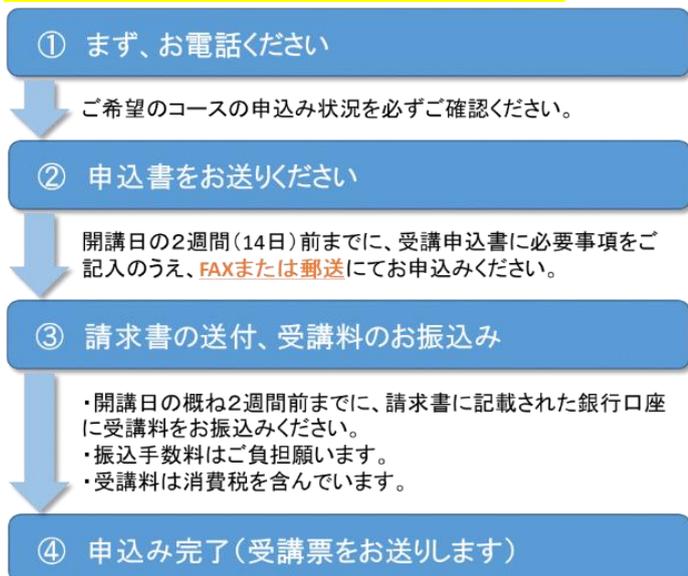
### <令和2年度能力開発セミナー開催予定(1月、2月) 受講申込受付中!!>

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M015	精密測定技術	1/7-8(12H)	10	10,000
	1M005	空気圧回路設計実践技術	1/21-22(12H)	10	10,500
	1M016	2次元CADによる機械設計技術(AutoCAD 編)	1/13-15(18H)	10	14,000
電気・電子	1D022	タブレット型端末を利用した通信システム構築	1/14-15(12H)	10	21,000
	1D008	シーケンス制御による電動機制御技術	1/14-15(12H)	10	8,000
	1D004	有接点シーケンス制御の実践技術	1/21-22(12H)	10	8,000
	1D011	PLCプログラミング技術(配線と操作方法)	1/21-22(12H)	10	9,000
	1D034	電気系保全実践技術	1/27-29(18H)	10	12,000
	1D031	低圧電気設備の保守点検技術	2/4-5(12H)	10	7,500
	1D027	電気系保全実践技術	2/17-19(18H)	10	12,000
	1D017	PLCプログラミング技術(制御プログラミング設計)	2/18-19(12H)	10	9,000
	1D014	PLC制御の応用技術	2/25-26(12H)	10	9,000
	居住	1H104	自動火災報知設備工事の施工・保守技術	1/14-15(12H)	10
1H012		隅木・振垂木の施工実践技術	1/19-21(18H)	10	12,500
1H011		継手・仕口の実践的な加工技術	1/26-29(24H)	10	15,000
1H014		実践建築設計2次元CAD技術(製図支援編)	2/2-3(12H)	10	7,000
1H015		実践建築設計2次元CAD技術(クロックメニュー編)	2/4-5(12H)	10	10,000
1H103		トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術	2/18-19(12H)	10	12,500

※実施場所は、すべてポリテクセンター北海道です。 ※詳細につきましては、[当センターホームページ](#)をご覧ください。

ポリテクセンター北海道 HP:<https://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>

### <受講のお申込みから受講までの流れ>



#### ■受講取消(キャンセル)について

セミナー開講日の2週間前(土日祝日に当たる場合はその前日)までに、お知らせください。それ以降の取消(キャンセル)やご連絡がない場合は、受講料をご負担いただきます。

#### ■受講のキャンセル待ちについて

受講のキャンセル待ちは、受講が可能となった時点で当センターからご連絡いたします。コース開始2日前までに連絡がない場合は、キャンセルが発生しなかったものとしてご了承ください。

#### ■コースの中止・延期について

お申込みが少数などの場合、コースを中止または延期させていただきます。あらかじめご了承ください。コース中止の場合、受講料は返金いたします。

#### ポリテクセンター北海道(札幌)

TEL: 011-640-8823 FAX: 011-640-8830  
〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

企業で働いている皆様のための IT セミナー 【更新】

(ポリテクセンター北海道)

進化した IT を学ぶことにより企業の業務の生産性向上やビジネスチャンスの創出・拡大に結びつけることができる IT セミナーを在職者の皆様を対象に実施しています。

令和元年度実施の IT セミナーは、おかげさまで多くの皆様にご受講いただき、大変ご好評をいただいています(受講満足度98.3%)。このため、引き続き令和2年度もセミナーを開催いたします。

＜令和2年度 IT セミナー開催予定 受講申込受付中！！＞ ※1名から受講可能

番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)	実施場所
札10	ムダを発見するための業務とデータの流れの見える化	2/2、2/9(計12H)	30	5,500	札幌市内
札12	業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用	2/9(6h)	15	2,200	
札13	表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化	2/10、2/15(計12H)	15	3,300	
札14	RPAによる業務の自動化	1/29(3h)	30	2,200	
札15	SNSを活用した情報発信	2/2(6h)	15	2,200	
旭5	業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用	2/16(6H)	15	2,200	旭川市内
釧3	ビジネス文書作成術	2/10(6H)	10	2,200	釧路市内
釧4	HTMLによる Web ページ作成	3/8(6H)	15	2,200	
釧5	効率よく分析するためのデータ集計	3/9、3/10(計12H)	15	2,200	
函3	業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用	2/8(6H)	9	2,200	函館市内
函4	相手に伝わるプレゼン資料作成	2/22(6H)	9	2,200	

※最少催行人数6名(札10は8名)となります。詳細につきましては、当センターホームページをご覧ください。

＜令和元年度 IT セミナー受講者の声＞

★「AI (人工知能) の現状」

IT理解

- ・ AI 化が社会的に進んでいますが、具体的にどういうものか、どう利用されているかの実例や概要が分かり、自社で採用する際の指標となりました。
- ・ 事例をヒントに業務改善に取り組むことができそうです。



★「業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用」

ITスキル・活用

- ・ 今まで自己流で Excel を使ってデータを作成していましたが、とても便利で役に立つ関数があることを改めて知ることができました。時間の短縮とさらに細かいデータ作成に役立てたいと思います。
- ・ 顧客管理や決算書に活用できる関数があることが分かりました。



★「情報漏えいの原因と対策」

IT倫理

- ・ 自社で実施したい。出来ていなかった部分をどのように改善していくか考えるきっかけになりました。
- ・ 情報セキュリティについて、初心者にも分かりやすい内容でした。
- ・ 現状の当社の情報セキュリティの必要な部分が具体的に見えました。



【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)  
 生産性向上人材育成支援センター TEL : 011-640-8828 FAX : 011-640-8958  
 <機構のホームページURL> <https://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/>



「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

＜令和2年度 生産性向上支援訓練(札幌開催) 受講申込受付中！！＞ ※1名から受講可能

番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
S5	生産性分析と向上	12/1(6H)	30	3,300
S6	組織力強化のための管理	12/3(6H)	20	3,300
S7	チーム力の強化と中堅・ベテラン従業員の役割(45歳以上対象)	12/8(6H)	30	3,300
S8	継続雇用者のキャリア形成と管理者の役割	2/19(6H)	20	3,300
S9	災害時のリスク管理と事業継続計画	3/4(6H)	30	3,300

※最少催行人数7名(S8,S9は6名)となります。詳細につきましては、当センターホームページをご覧ください。

オーダーメイドコースのご案内

企業のご要望(ニーズ、日程、場所、カリキュラム内容等)に合わせて、当センターのカリキュラムモデルをカスタマイズした「オーダーメイドコース」をご利用いただけます！

できちゃうんです！ その1

受講しやすい料金設定！  
(3,300～6,600円(税込)/人)

※人材開発支援助成金の利用も可能  
(条件を満たす場合)



できちゃうんです！ その2

自社の事情や社員の能力に合わせてカリキュラムを設定！

※社内研修プログラム内に  
組込むことも可能



できちゃうんです！ その3

自社の会議室で受講可能！  
プロの講師がやってくる！



できちゃうんです！ その4

訓練コースの繰り返しや  
ステップアップの設定が可能！



※オーダーメイドコースの場合、受講者は「6名以上」から承ります。  
複数の企業・団体(事業主団体、商工会など)合同開催も可能です。  
※ご連絡をいただいてから実施までは、約2ヶ月程度必要となります。

お気軽に  
ご相談ください！



【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 (ポリテクセンター北海道)  
生産性向上人材育成支援センター TEL : 011-640-8828 FAX : 011-640-8958  
＜機構のホームページURL＞ <https://www3.jeed.or.jp/hokkaido/poly/>



能力開発セミナー（12～2月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

12月～2月開講

技 専 等	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科	消防設備	札幌市		○	○		R3.1.19	R3.1.20	2	14	15
函館高等技術専門学院 0138-47-1790	機械製図科	製図基礎	函館市	○		○		R3.1.13	R3.1.22	8	30	10
	建築塗装科	塗装デザイン	函館市	○		○		R3.2.2	R3.2.16	10	40	10
	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	○		○		R3.3.2	R3.3.5	4	26	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	土木科	2級土木施工 管理技士	旭川市	○		○		R3.2.15	R3.2.19	5	30	20
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		R3.1.15	R3.1.16	2	12	15
	観光サービス科Ⅲ	SNS活用と デザイン基礎	稚内市		○		○	R3.1.18	R3.3.8	8	16	10
	土木科	1級土木施工 管理技士	稚内市		○	○		R3.2.15	R3.2.19	5	30	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	CAD基礎科	Jw_Cad基本操作・ 応用	網走市		○	○		R3.2.3	R3.2.17	3	12	10
	溶接技術科	溶接技能者評価試験 受験対策	北見市		○	○		R3.2.15	R3.2.18	3	12	10

**北海道立高等技術専門学院（MONO テク）及び北海道障害者職業能力開発校の  
令和3年度の訓練生を募集します！【更新】**

（北海道）

道立高等技術専門学院(全道8学院)と国立北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っており、令和3年度の訓練生を募集します。

募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。また、各高等技術専門学院等のホームページを開設していますので、次のアドレスよりご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>



◆ 選考日程等

施設	高等技術専門学院	障害者職業能力開発校
(選考区分)	一般選考	一般選考
出願期間	令和2年11月21日(土) ～12月10日(木)	令和2年11月2日(月) ～11月20日(金)
選考日	令和2年12月16日(水)	令和2年12月7日(月)
応募資格	高校を卒業した方若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められた方 (令和3年3月卒業見込みの方を含む) (高校中退等の方はお問合せください。) ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業生を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方	
試験内容	学力試験(国語、数学) 面接試験	
その他	○推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。 ○既卒の求職者の方等が入校しやすいよう次のとおり見直しました。 ・1年制コースをR2年度は、2コースで展開していましたが、R3年度は、18コース拡大、計20コースにしました。 ・中学既卒の入校年度17歳以上になる方の入校ができるようになりました。(一般選考の受験となります。) ・年度末に離職される方の受入を図るため、入校日を10日程度遅らせた来年4月20日に設定しました。	

◆ 問い合わせ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356番地1号	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18番地1号	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2番51号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774
北海道経済部産業人材課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5359

## 北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて【更新】

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりでございますので、ぜひご活用ください。

## ◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

## ◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時
合同企業説明会 (事前セミナー含む)	ものづくり産業等(ものづくり・IT・観光・食関連産業)の理解・就職促進のため、合同企業説明会を実施いたします。(一部の企業については体験等を実施し、就職後のミスマッチを防止。)また、実施時には参加する求職者及び企業に対する事前セミナーも合わせて実施いたします。	帯広	11/26(木)

## ◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <http://www.jobcafe-h.jp/>

大学等向け安全保障貿易管理のオンライン説明会を開催します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、安全保障貿易管理の普及・啓発及び自主管理体制の促進を目的として、2006年から大学・研究機関向けの説明会を実施しています。

大学等における管理の具体例や安全保障貿易管理に関する法律等規則の概要について詳しく説明します。

◆開催概要(開催日によって講師が異なります。)

【日時】2020年11月30日(月)、12月9日(水)、2021年1月18日(月)

【時間】13:00～16:30

【定員】各200名(先着順・参加費無料)

【対象】大学及び高等専門学校の教職員、研究機関

《個別相談会》

【日時】2021年1月26日(火)

【定員】調整中(申込者多数の場合、説明会参加者の応募を優先します。)

◆申込方法

詳細は、以下のウェブサイトよりお申し込みください。

【URL】<https://ez-entry.jp/eti-ampo/entry/>

申込締切:各開催日の3日前(土日祝を除く)0:00

◆問い合わせ先

(株)野村総合研究所 安全保障貿易自主管理促進事業 事務局

TEL:03-5877-7371(受付時間 10:00～16:00)

E-mail:[export\\_control@nri.co.jp](mailto:export_control@nri.co.jp)

## 安全保障貿易管理のオンライン説明会を開催します

(北海道経済産業局)

経済産業省では、輸出関連業務に携わる企業等の実務初心者を対象に、安全保障貿易管理(外為法関連)の重要性、制度の概要及び自主的な輸出管理体制整備などのポイントを解説する説明会をオンラインで開催します。

### ◆概要

#### 【日程】

<安全保障貿易管理説明会>  
2020年11月16日(月)

<安全保障貿易管理説明会、個別相談会>  
2020年9月25日(金)、10月5日(月)、11月2日(月)、12月7日(月)

<安全保障貿易管理説明会、NACCS 外為法関連業務説明会>  
2020年10月19日(月)、11月30日(月)

<安全保障貿易管理説明会、NACCS 外為法関連業務説明会、個別相談会>  
2020年12月21日(月)

※一定数に達した場合募集を締め切らせていただきます。

#### 【時間】

いずれも13:00～

#### 【対象】

中小企業及び大学 等

#### プログラム

##### ◆安全保障貿易管理について

外為法関連

##### ◆NACCS 外為法関連業務について(NACCS 外為法関連業務説明会を実施する日程のみ)

概要及び通関手続きの方法等

##### ◆個別相談会

詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [https://www.meti.go.jp/policy/anpo/online\\_seminar.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/online_seminar.html)

### ◆申込方法

以下のウェブサイトから申し込みください。

【URL】 <https://r2-outreach.go.jp/>

### ◆問い合わせ先

(株)船井総合研究所 中小企業等アウトリーチ事業 事務局

TEL:0120-219-560(平日 9:45～17:30)

E-mail: [info@r2-outreach.go.jp](mailto:info@r2-outreach.go.jp)

**今年度も実施します！！**  
**特別支援学校企業向け見学会のご案内【更新】**

(北海道)

北海道では、障がい者雇用を検討する企業を対象とした特別支援学校の見学会を実施しています。生徒たちが『生活する力』と『働く力』をみがき、学んでいる姿をご覧いただき、企業の皆様に障がい者雇用への理解を深めていただくことを目的としています。ご都合のよい日程で、ぜひご参加ください！！

◆開催日程

【札幌圏】

月 日	学 校 (住 所)
11月25日(水)	新篠津高等養護学校(新篠津村第45線北13)

【札幌圏以外】

月 日	学 校 (住 所)
12月16日(水) ※4校合同開催 (会場は、函館高等支援学校)	函館高等支援学校(函館市石川町181-8) ・函館五稜郭支援学校 ・北斗高等支援学校 ・今金高等養護学校
2月 5日(金)	伊達高等養護学校(伊達市松ヶ枝町105-13)

◆当日は、概ね10時開始、12時40分頃終了となり、主な内容は、

①学校説明 ②障がい者雇用に関する説明 ③校内(作業学習)見学 ④意見交換 を予定しています。

◆参加申込方法

見学される学校見学会の実施日1週間前までに、以下のウェブサイトの参加申込書によりお申し込みください。当ウェブサイトでは、事業の詳細のほか各学校のHPへもリンクしていますので、ご覧ください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/tokubetusiengakkoukengakukai\\_hika.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/sr/tokubetusiengakkoukengakukai_hika.htm)

(申込事項)

- ① 参加希望する学校名 ②企業名 ③業種 ④ 所在地 ⑤ 電話・FAX ⑥e-mail  
 ⑦ 参加者所属・役職・氏名 ⑧ 連絡担当者 ⑨ 来校時の車使用(台数)

◆申込・問い合わせ先 (※申込みは、FAXもしくはE-mail でお願ひします。)

北海道経済部労働政策局雇用労政課就労支援係 担当 久保

TEL:011-204-5349(ダイヤルイン)

FAX:011-232-1038

E-mail:kubo.kouichi@pref.hokkaido.lg.jp

令和2年度「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました  
～ 11月から3月は冬季の省エネキャンペーン ～ **【新規】**

(北海道経済産業局)

11月から3月において冬季の省エネルギーの取組を促進するため、10月23日に省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、令和2年度の「冬季の省エネルギーの取組について」を決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等に対する周知及び協力要請及び政府としての取組について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーへの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いします。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総合的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬の省エネキャンペーン期間が始まる前に開催されます。

11月から3月までの冬の省エネキャンペーンにおいて、政府自らが率先して行動するとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進していきます。

なお、当局でも省エネルギー・節電の観点から執務室の空調管理の徹底、照度の削減等を励行しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201023006/20201023006.html>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 総合エネルギー広報室

TEL:011-709-2311(内線 2634)

FAX:011-726-7474

E-mail:[hokkaido-sogoenergy-koho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-sogoenergy-koho@meti.go.jp)

## 11月は製品安全総点検月間です【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省は、11月を「製品安全総点検月間」とし、製品を安全に使用いただくため、安全点検の呼びかけを実施します。

リコール製品の継続使用により重大事故に巻き込まれるケースや、掃除や点検を怠ったことによる事故も多く発生しており、年末の大掃除の時期を控えた今、改めて製品の点検を広く呼びかけ、製品事故の防止を目指します。

この一環として北海道経済産業局でも毎年、パネル展示や製品安全に関する様々なイベント等を実施して周知していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、実施を見送ります。

経済産業省による取組等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201026002/20201026002.html>

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

TEL:011-709-2311(内線 2612)

FAX:011-736-9627

E-mail:[hokkaido-seihinanzen@meti.go.jp](mailto:hokkaido-seihinanzen@meti.go.jp)

## 健康経営優良法人 2021（中小規模法人部門）認定の申請受付が始まりました

（北海道経済産業局）

経済産業省は、企業が従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として、社会的に評価される環境を整備することを目的に、健康経営優良法人認定制度を創設し、健康経営の普及・促進に向けて取り組んでいます。

この度、本制度を運営する日本健康会議では、「健康経営優良法人 2021（中小規模法人部門）」の申請受付を開始しました。

### ◆申請方法

詳細は、以下をご覧ください。

【URL】 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenkoukeiei\\_yuryouhouzin\\_shinsei.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin_shinsei.html)

### 《申請する際の留意事項》

所属する保険者が実施している「健康宣言」等に参加し認定されていること。

※保険者による健康宣言の取組の有無については、所属されている保険者に問い合わせください。

※保険者とは、健康保険の保険者（全国健康保険協会、健康保険組合等）を指します。

大規模法人部門で申請をご検討の企業・団体の方は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/kenkoukeieido-chousa.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeieido-chousa.html)

### ◆申請期間

2020年8月24日(月)～11月27日(金)

認定時期：2021年3月頃(予定)

### ◆申請先

申請書の提出先は、加入する保険者により以下のとおり異なります。

- 全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、その他国民健康保険組合、共済組合等  
→健康経営優良法人認定事務局
- 全国土木建築国民健康保険組合  
→全国土木建築国民健康保険組合 健康支援室（土木建築国保組合において取りまとめの上、認定事務局に提出されます）

### ◆問い合わせ先

健康経営優良法人認定事務局

（株）日経リサーチ（委託先）コンテンツ事業本部 編集企画部 担当：高島、大森、原

E-mail：[kenkoujimu@nikkei-r.co.jp](mailto:kenkoujimu@nikkei-r.co.jp)

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ【更新】

（北海道労働局）

「守ってね！最低賃金。」

# 北海道の最低賃金

◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用の範囲
北海道最低賃金	引き続き 時間額 <b>861</b> 元. 10. 3発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>893</b> 2. 12. 6発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	引き続き 時間額 <b>967</b> 元. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 <b>895</b> 2. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>889</b> 2. 12. 2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援を行っております。  
・賃金上げを支援する「業務改善助成金」は、北海道労働局 雇用環境・均等部企画課(011-788-7874)までお気軽にご相談下さい。  
・賃金上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」(0800-919-1073)までお気軽にご相談下さい。(相談無料)

労働災害に健康保険は使えません。受診は労災保険で!!

最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。  
北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

## 冊子「もっと知りたい！統合型リゾート（IR）」を作成しました

（北海道）

平成30年7月のIR整備法成立以来、統合型リゾート(IR)は全国で誘致検討が進められています。道内でも、釧路市、苫小牧市、留寿都村が誘致を表明し、こうした動きを踏まえ、道では、平成31年4月に「IRに関する基本的な考え方」を取りまとめ、IRに関する検討を行ってまいりました。

この結果、IRは道内にもたらされる効果が認められる一方で、今回国から示された申請期限での認定申請は、環境への適切な配慮が難しいことなどから、見送ることとしています。

道では、今後もIRの誘致に関し準備・検討を進めていくこととしており、道内の皆様にIRに関するご理解を深めて頂くため、Q&A方式の冊子「もっと知りたい！統合型リゾート(IR)」を作成しています。多様な施設の紹介やIRに関する疑問点などにお答えする内容となっておりますので、下記リンクからぜひご覧下さい。

### ◆ 主な内容

「IRって何?」「世界にはどういうIRがあるの?」「IRにはどんなメリットがあるの?」  
「IRの効果で北海道経済はどのような?」「カジノを認めている国はどのくらいあるの?」 など

### ◆ ホームページURL

○IR（統合型リゾート）について

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/Integrated\\_Resort.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/Integrated_Resort.htm)

○QRコードからもアクセスできます！（スマートフォンの方はこちらから）



### ◆ 問い合わせ先

北海道経済部 観光局（担当 齊藤、若山）

電話：011-231-4111（内線）26-556、26-573

FAX：011-232-4120

北海道新エネルギー導入加速化基金活用補助事業の公募を開始しました

(北海道)

道では、新エネルギーのさらなる導入加速化を図るため、「北海道新エネルギー導入加速化基金」を設置する等により、地域のエネルギーの地産地消の取組への支援を強化しています。

今年度の基金活用補助事業について、次のとおり追加公募を開始しましたので、ぜひ活用をご検討ください。

◆ 募集期間

令和2年(2020年)11月30日(月)まで [17時必着]

◆ 問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 新エネルギー係  
TEL:011-204-5319

◆ ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kikin.htm>

◆ 事業メニュー

事業名	補助対象事業	補助対象者	補助率・補助上限
①新エネルギー設計支援事業	将来的な新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及びその設計に要する調査を支援する。	・市町村 ・市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率:1/2以内 上 限:500万円
②地域資源活用基盤整備支援事業	固定価格買取制度を活用した新エネルギー導入の取組に対し、送電線等の整備に要する費用を支援する。(※収益からの補助金返還が条件。)	・企業等 ・市町村と企業等とのコンソーシアム	補助率:1/2以内 上 限:1,000万円

※ 各事業の詳細は、上記ホームページをご確認ください。

**地熱・温泉熱アドバイザー派遣事業の希望者募集について**  
**(令和2年度(2020年度)地熱資源利用促進事業)**

(北海道)

道では、地域における地熱・温泉熱の資源活用を促進するため、地熱や温泉熱の利活用に関心のある市町村等に対し、技術的・専門的な指導、助言などを行うアドバイザー派遣事業の希望者を募集します。

◆ 派遣期間

令和3年(2021年)2月28日まで

◆ 派遣の対象

市町村、温泉事業者、地熱・温泉熱を地域振興等に活用しようとする団体

◆ 派遣のプロセス

- ① 市町村等がアドバイザー派遣に応募
- ② 道が、派遣するアドバイザーや派遣日程等を調整
- ③ 当該市町村等にアドバイザーを派遣(旅費、謝金は道が負担します)

◆ アドバイザー

所属	職・氏名	主なアドバイス内容
北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所	資源エネルギー部長 岡崎 紀俊	地熱・温泉熱の利活用全般
〃	専門研究主幹 高橋 徹哉	〃
〃 (地域エネルギーG)	研究主幹 鈴木 隆広	〃
〃 (〃)	主査 田村 慎	〃
〃 (エネルギーシステムG)	研究主幹 保科 秀夫	排熱等の未利用熱を活用した 熱交換システム
〃 (〃)	主査 白土 博康	〃
北海道立総合研究機構 花・野菜技術センター	主査 大久保 進一	施設園芸 (ハウス栽培)
拓殖大学北海道短期大学	教授 生方 雅男	〃
北海道自然エネルギー研究会	副会長 池田 隆司	地熱・温泉熱のポテンシャル

◆ 想定される活用方法

地域や職場における勉強会、地熱・温泉熱のポテンシャルや活用方法に関する相談・検討、既に地熱・温泉熱を活用している施設等における課題への助言 等

◆ 応募方法

事業の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

応募の際は、ホームページから地熱・温泉熱アドバイザー派遣申請書をダウンロードし、提出してください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/chinetsu\\_Adviser.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene/chinetsu_Adviser.htm)

◆ 問い合わせ先

北海道経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 新エネルギー係 担当:加藤

TEL:011-204-5319(内線 26-167)

事業の内容や派遣の要望など、お気軽にお問い合わせください。